

岩手県告示第283号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年3月9日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社新星工業
  - イ 主たる営業所の所在地 一関市室根町津谷川字千代ヶ原88番地
  - ウ 代表者の氏名 三浦優
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第8827号
- (3) 処分の内容 土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年3月8日付けで土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年3月7日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 日之出産業株式会社
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市大沢川原三丁目8番27号
  - ウ 代表者の氏名 中吉睦男
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第9417号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年3月2日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年3月25日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 株式会社リーフ・デザイン建築
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南仙北一丁目6番8号
  - ウ 代表者の氏名 佐々木寿夫
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第20147号
- (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年3月22日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成23年3月25日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社ケーハウス工房
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市永井23地割33番地8
  - ウ 代表者の氏名 亀澤清広
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第20508号

(3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成23年3月23日付けでタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。